

司法書士報酬規程

司法書士あきやま法務事務所

[I] 登記又は供託に関する申請、審査請求の手続きの代理

(1) 所有権の登記			
種 別	報 酬 額		
		基 本 報 酬	手続報酬
1. 保 存	課税標準価格が 1,000 万円まで	8,000 円	1件 5,000 円
	1,000 万円を超えるもの	1,000 万円までごとに 3,000 円を加う	
	1億円を超えるもの	1,000 万円までごとに 3,000 円を加う	
2. 移 転	課税標準価格が 500 万円まで	17,000 円	
	1,000 万円まで	20,000 円	
	1,000 万円を超えるもの	1,000 万円までごとに 3,000 円を加う	
	1億円を超えるもの 1,000 万円までごとに	3,000 円を加う	
3. 更正、抹消、その他	—	13,000 円	
4. 名義人表示変更、更正	—	5,000 円	1件 3,000 円

(2) 所有権以外の登記			
種 別	報 酬 額		
		基 本 報 酬	手続報酬
1. 用益権又は担保権 の設定若しくは債権額 の増加	課税標準価格が 500 万円まで	15,000 円	1件 5,000 円
	1,000 万円まで	17,000 円	
	5,000 万円まで	25,000 円	
	1億円まで	32,000 円	
	1億円を超えるもの	1億円までごとに 9,000 円を加う	
2. 処分、移転	—	11,000 円	

3. 更正、抹消、その他	—	7,000 円	1件 3,000 円
4. 名義人表示変更、更正	—	5,000 円	

備考

(1)	課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を500万円とみなして算出する。ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。
(2)	船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鉱害賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産登記の報酬額による。
(3)	① 不動産登記法第100条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、12,000 円、その他のものにあつては、5,000 円を加算する。 ② 区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力のあるものに限り、12,000 円を加算する。
(4)	不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について、1,000 円を加算する。
(5)	依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の申請意思の確認等を行う連件一括処理事案(例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定)を受託した場合は、個々の事件の基本報酬と手続報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。

(2) 商業又は法人の登記			
種 別	基 本 報 酬	手続報酬	
1. 本店(主たる事務所を含む) 所在地における登記 (イ) 設立(合併又は組織変更による設立を含む)	課税標準価格が 500万円まで	28,000円	1件 5,000円
	1,000万円まで	34,000円	
	5,000万円まで	41,000円	
	1億円まで	50,000円	
	1億円を超えるもの	1億円までごとに 14,000円を加う	
	課税標準価格がないもの	32,000円	
(ロ) 外国会社の事務所の新設 (営業所設置を含む)	—	25,000円	
(ハ) 会社の資本の増加(合併による増加の場合を除く)	課税標準価格が 500万円まで	14,000円	
	1,000万円まで	20,000円	
	5,000万円まで	22,000円	
	1億円まで	25,000円	
	1億円を超えるもの	1億円までごとに 8,000円を加う	
(ニ) 合併(合併による設立を除く)	課税標準価格が 500万円まで	14,000円	
	1,000万円まで	20,000円	
	5,000万円まで	22,000円	
	1億円まで	25,000円	
	1億円を超えるもの	1億円までごとに 8,000円を加う	
	課税標準価格がないもの	13,000円	

(ホ) 社債の発行	—	19,000 円	1件 3,000 円
(ハ) 会社の資本の減少、株式の譲渡の制限、会社の解散、会社の継続、清算の決了	—	13,000 円	
(ト) 会社の本店移転、商号又は目的の変更	—	11,000 円	
(チ) 社員、役員、支配人等の選任及び変更	—	10,000 円	
(リ) その他の登記	—	6,000 円	

(3) 供託		
基本報酬		手続報酬
目的価格が100万円まで	3,000 円	1件 3,000 円
100万円を超えるもの	100万円までごとに2,000円を加う	

(4) 審査請求	
基本報酬	手続報酬
14,000 円	1件 5,000 円

[II] 裁判所に提出する書類の作成等

事件の種類	基本報酬			
	目的価格			
	30万円まで	100万円まで (目的価格の無いもの)	300万円まで	300万円をこえるもの
1. 訴状(手形・小切手訴訟によるものを除く)・答弁書・準備書面	18,000 円	23,000 円	25,000 円	100万円ごとに2,000円を加う
2. 督促手続申立書、手形・小切手訴訟による訴状	16,000 円	22,000 円	23,000 円	100万円ごとに1,000円を加う

3. 民事執行・民事保全・破産手続申立書	17,000 円	22,000 円	24,000 円	100 万円 ごとに 1,000 円 を加う
4. 審判・調停・即決和解・非訟手続申立書	17,000 円	21,000 円	23,000 円	100 万円 ごとに 1,000 円 を加う
5. その他の雑事件				17,000 円

【Ⅲ】 その他の書類の作成等

(1) その他の書類の作成	
種 別	報 酬
1. 書類の作成	12,000 円

(2) その他	
種 別	報 酬
1. 戸籍謄抄本、住民票、登記事項証明書等の請求及び受領	1通 1,000 円

【Ⅳ】 相 談

種 別	報 酬
(1) 個別的相談(受託事件を伴う場合を除く)	1時間 4,000 円
(2) 継続的相談(月を単位とした継続的相談に応じる場合)	月額 24,000 円

【Ⅴ】 日当及び旅費

種 別	報 酬
(1) 日 当 (依頼者の要請により事件処理で出張した場合)	
半日 (2時間を超え4時間までの場合)	25,000 円
(2) 旅 費 (依頼者の要請により事件処理で出張した場合)	
実 費	—
(3) 宿泊費 (依頼者の要請により事件処理で出張した場合)	
実 費	—